

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第8回 内閣と行政権（1）

#### 1. 行政権の概念

- 行政権の概念については、「法のもとに法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現をめざして行なわれる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動」というように積極的に定義する見解（田中二郎）もあるが、消極的に定義するのが通説的見解である。
- 近年、行政と区別して、国家の進路を定めそれに従って国家を主導していく作用を中核に置く、執政という概念を提唱する向きもある。

#### 2. 内閣の組織

- 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66条1項）。内閣総理大臣及び国务大臣は、\_\_\_\_\_でなければならない（66条2項）。
- 内閣総理大臣は、\_\_\_\_\_の中から\_\_\_\_\_が指名し（67条1項）、\_\_\_\_\_が任命する（6条1項）。国务大臣は、\_\_\_\_\_が任命し（68条1項）、\_\_\_\_\_が認証する（7条5号）。国务大臣については、過半数が\_\_\_\_\_であることを要し、その全員が\_\_\_\_\_である必要はない（68条1項但書）。
- 実際には、行政権は行政各部の期間が行使し、内閣総理大臣は内閣を通じてこれを指揮監督し、その全体を総合調整し、統括する（72条）。

#### 3. 独立行政委員会の合憲性

- 人事院、公正取引委員会、国家公安委員会など、内閣から独立して行政権を行使する合議制の機関がある（国家公務員法3条、内閣府設置法49条、64条、国家行政組織法3条、別表第1）。
- 独立行政委員会が内閣から独立して行政権を行使することは、41条や76条1項の規定との比較や、65条の趣旨を踏まえれば、65条に違反しないと解される。なお、このような独立行政委員会は、職務に関連して準立法権や準司法権を有するのが通例である。

【宿題】ロッキード事件丸紅ルート最高裁判決(II-174)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

Q8-1 内閣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うことから、閣議によってその職権を行うことが求められ、したがって、国务大臣の罷免については、閣議にかけて決定しなければ、行うことができない。
- イ. 国务大臣は、国会議員でない者からも選ぶことができるが、国会議員の中から選ばれた国务大臣は、その在任中に国会議員の身分を失った場合、その法的効果として自動的に国务大臣の身分を失う。
- ウ. 衆議院において内閣不信任決議案が可決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職をしなければならないが、参議院における問責決議には、かかる法的効力はない。

Q8-2 独立行政委員会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 独立行政委員会が規則制定という準立法的作用を行うことは、国会を唯一の立法機関と定める憲法第41条に反するものではない。
- イ. 行政権は内閣に属すると定める憲法第65条により、独立行政委員会の職務全般に対しては、内閣の直接的な指揮監督権が及ぶ。
- ウ. 独立行政委員会が裁決や審決という準司法的作用を行うことは、たとえ前審であっても、全て司法権は裁判所に属する旨を定める憲法第76条第1項に反し、許されない。